

遺贈寄附

遺贈寄附とは、遺言書を作成し、ご自身の遺産や相続した財産の一部または全部を法定相続人以外に寄附いただくことです。遺贈のご寄附には以下の方法がございます。

遺言



ご本人が遺言書を作成して行うご寄附です。

相続



相続人が受け継いだ遺産から行うご寄附です。

信託



信託銀行等、信託を引き受ける方との契約により行うご寄附です。

香典



お香典返しの代わりにお香典から行うご寄附です。

いずれの場合も、どなたでもご寄附いただけます。本学では少額のご遺贈もお受けしておりますので、まずはご相談ください。

■遺贈によるご寄付に関し、協定を結んでいる金融機関
三井住友銀行／南都銀行／三菱UFJ信託銀行



奈良女子大学

Nara Women's University

なでしこ基金事務室

0742-20-3220

nadeshiko@jimu.nara-wu.ac.jp

詳細はこちら ▶

HPに詳しく掲載
しています



遺贈によるご寄附の流れ

1 ご相談

まずはご相談ください。想いに沿ったご寄附メニューのご紹介などをいたします。

2 金融機関のご紹介

必要に応じて、協定を結んでいる金融機関をご紹介します。

3 遺言書のご作成

遺言書のご作成にあたっては、弁護士、税理士などの専門家にご相談されることをおすすめいたします。

4 内容の確認

遺言執行者から本学へ確認が行われることがありますが、ご本人の了承なく個人情報 that 本学へ提供されることはありません。

— ご逝去後 —

5 遺言の執行

遺言執行者にご相談のうえ、ご逝去のお知らせをする「通知人」をお選びいただくとスムーズです。

6 お引渡し・受入れ

遺言執行者から本学へ遺贈財産をお引渡しいただきます。

ご寄附の活用方法

みなさまのご希望に沿って、研究者や学生の支援など様々な支援事業で活用させていただきます。

■ 基金事業全般



6年一貫教育プログラムの導入に伴う検定料及び入学科相当の給付

■ 国際交流事業



留学生の受入における奨学金や旅費等の支援

■ 附属幼稚園・小学校支援事業



附属小学校へすべり台の設置

■ 学生宿舎整備事業



新寮の完成
(県外の学生が多く集まる)

【税制上の優遇措置】

遺言によるご寄付：本学へご遺贈いただいた財産は相続税の非課税財産となります。

相続財産のご寄付：本学へご遺贈いただいた財産は相続税の非課税財産となります。相続税控除を受ける場合は、ご逝去を知った日から10ヶ月以内に寄附の完了まで行う必要があります。

【みなし譲渡所得税の非課税措置について】

「みなし譲渡所得税」とは、個人が不動産、株式等の現物資産を法人に寄附した場合、寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、資産の取得時から寄附時までの値上がり益に對してかかる所得税です。

通常、現金以外によるご寄附をいただいた場合、寄附者にはみなし譲渡税がかかりますが、本学に対する寄附については、非課税措置が受けられます。

ただし、寄附資産の大学業務での活用が前提となるため、受け入れにあたっては個別に相談させていただきます。